

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第47号）（文化市民局元離宮二条城事務所）

元離宮二条城の入城料及び二之丸御殿観覧料の適正化を図る必要があるため、次のとおり入城料等を改定することとしました。

区分		単位	改正前		改正後	
			入城料 (1人につき)	二之丸御殿観覧料 (1人につき)	入城料 (1人につき)	二之丸御殿観覧料 (1人につき)
※1 一 般	個人	1回	620円	410円	800円	500円
		※3 1年	2,090円		2,600円	
	※2 団体	1回	520円	310円	700円	400円
小 学 校 の 児 童		1回	200円		300円	
中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生		1回	350円		400円	

※1 小学校の児童，中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生以外の者をいう。

※2 30人以上のものをいう。

※3 当該料金を納入する日において本市の区域内に住所を有する者について適用する。

この条例は，令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第47号

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例

京都市元離宮二条城条例の一部を次のように改正する。

別表一般の項中「620」を「800」に、「410」を「500」に、「2,090」を「2,600」に、「520」を「700」に、「310」を「400」に改め、同表小学校の児童の項中「200」を「300」に改め、同表中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生の項中「350」を「400」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市元離宮二条城条例の規定は、この条例の施行の日以後の入城に係る入城料及び二之丸御殿観覧料について適用する。ただし、同日前に徴収したのものについては、なお従前の例による。

(文化市民局元離宮二条城事務所)